

外国企業の親会社の本国における 合併にともなうUAE支店の扱い

2013年11月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた2013年11月30日時点の情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Tel: +971 4 384 4000
Fax: +971-4-384-4004
E-mail：mero@clydeco.ae

كلايد و كو
CLYDE & CO

外国企業の親会社の本国における合併にともなうUAE支店の扱い

1.要旨

外国企業がアラブ首長国連邦（UAE）に支店を設立する場合、その支店は、独立した法人としてではなく、外国企業に属する子会社として扱われます。駐在員事務所も同じです。

UAEに支店を持つ外国企業二社が本国で「合併」する場合、UAE支店におよぶ影響は、それら二社間で行なわれる合併の種類によって異なります。「合併」には、(1)一企業が他の企業を買収する場合、または、(2)二つの企業が統合し新会社を設立する場合の二つの種類があります。

(1)の場合、外国企業は次のうちいずれかを選択することができます。

- (A) 買収された企業の支店の登録を抹消し、（資産があれば）その資産を他の企業に移管する。
- (B) 買収された企業の支店の詳細を変更し、両支店の運営を継続する。

(2)の場合、外国企業は次のうちいずれかを選択することができます。

- (A) 両支店の登録を取消し、両支店の資産を、UAEあるいはフリーゾーンに所在する他の企業に移管する。
- (B) 一方の支店の詳細（社名など）を変更し、他方の支店登録を取消し、資産を移管する。

支店登録の取消しや詳細の変更手続や必要条件是、各首長国、各フリーゾーンによって異なります。本記事では、UAEに支店を持つ海外企業が「合併」する場合に考慮すべき主要事項に絞り、概要をまとめます。

2.背景：UAE支店の設立

外国企業が、UAEで100%所有権を有する事業を運営するには、支店あるいは駐在員事務所を設立する必要があります。1984年連邦法第8号第314条（UAE会社法）により、支店は、サービスエージェントとしてUAE国民を任命する必要がありますが、サービスエージェントは支店の株主である必要はなく、事業の管理運営や日常業務に携わる必要もありません。むしろ、サービスエージェントは、UAEで事業を運営するための支

店登録（ビザ取得、入国手続、通商許可の申請など）に関し、政府機関との連絡などを支援する役割を担います。

支店や駐在員事務所は、親会社から独立した法人とはみなされないことを忘れてはなりません。つまり、支店や駐在員事務所は、外国企業の一部であり、親会社がUAEで本国と同様の事業運営を行う許可を有するものとみなされます。外国企業である親会社は、支店に対し全責任を負います。

支店は、所在する首長国の経済開発局（経済局）および商工会議所に登録しなければなりません。2010年省令377号（省令）に従い、一般に、支店には、商業的あるいは貿易業務ではなく、専門的業務の運営許可が与えられます。駐在員事務所にはさらに制約があり、通常、UAEにおける外国企業の商品およびサービスの宣伝や販売促進を行うための現地管理事務所としての役割を担います。また、支店および駐在員事務所は、経済局から認可を得た後、UAE経済省が管轄する外国企業登録への詳細登録申請を行う必要があります。

3. 『合併』と外国企業の支店に及ぼす影響

「合併」とは、(1)一企業が他企業を買収する、あるいは(2)二つの企業が統合し、新たな「合併」企業を設立するという二つの種類があります。

これを考慮し、UAEに支店を持つ外国企業が、やはりUAEに支店を持つ他の企業と、その法域において「合併」する場合、その他国の法域において「合併」に伴い発生する諸事情によって、UAEに所在する支店や駐在員事務所に影響がおよびます。一般に、(1)支店の詳細を変更し、両支店の運営を継続するか、(2)一方の支店の資産を他の会社（新会社または既存の他方の支店）へ移管し、この支店の登録を取消すかの二つの選択肢があります。

支店の登録取消しや変更の手続きは、UAE国内とフリーゾーンで異なります。ここでは、UAE国内における手続き、フリーゾーンにおける手続きに関する主要事項に限り概要を以下にまとめます。

(1)支店の登録取消しと資産の移管

①国内（オンショア）

通常、UAE国内（オンショア）における登録取消しには、被雇用者のビザおよび就労許可の取消し（場合によっては、被雇用者の移転）、第三者との契約の解約あるいは移転、UAE国民であるサービスエージェントとの委託契約の解約（解約協定）、UAE経済省および関連経済局への申請書、解約協定、監査済み会計報告、清算人による報告書の提出が必要となります。また外国企業は、二つの地元紙に登録取消しの告知を載せ、支店登録解除費を支払わなければなりません。

②フリーゾーン

通常、フリーゾーンで登録の取消しに伴い、外国企業は、(i)その支店に未清算の債務がないことを裏付ける清算人による証明を取付け、(ii)フリーゾーンの各管轄当局から承認（支店オフィスのリース解約など）を得て、(iii)会社基本定款、営業免許、リース契約書など支店に関する証書など原本をフリーゾーン管轄当局に返還し、(iv)支店登録解除費をフリーゾーン当局に支払う必要があります。

☆ 実務上の留意点

支店登録を取消し、その支店の資産を他の会社へ移転する際に注意すべき点を以下にまとめます。

a) 被雇用者のビザおよび就労許可の取消しと被雇用者の移転

支店が”国内（オンショア）”で登録されている場合、被雇用者のビザおよび就労許可を取消すためには、以下のことを行う必要があります。

- i. UAE労働省に被雇用者の同支店との雇用契約の解約を通知し、被雇用者の就労許可を解除する。
- ii. ドバイ居住・外国人登録総局（General Directory of Residency and Foreigners' Affairs Dubai）に、被雇用者の同支店との雇用契約の解約を通知した上で、同被雇用者のビザの解約申請を移民局に提出する。（ただし、被雇用者が家族あるいは他の扶養者の居住ビザのスポンサーである場合、被雇用者本人のビザを解約する前に、それら扶養家族のビザを解約する必要がある。）

支店がフリーゾーンで登録されている場合、被雇用者のUAE居住ビザおよびIDカードの解約申請をフリーゾーン管轄当局に提出し、解約費を支払う必要があります。

被雇用者が他の会社に移転される場合、同被雇用者の新たなビザおよび就労許可の申請は、その会社が”国内（オンショア）”で登録されているのか、フリーゾーンで登録されているのかによって異なります。オンショアの場合、ビザおよび就

労許可の申請はすべて労働省および移民局へ提出されなければなりません。移転先の会社がフリーゾーンで登録されている場合、申請はフリーゾーンの管轄当局に提出する必要があります。

また、外国企業は、移転先の社屋や施設が、すべての被雇用者を収容するに十分な広さがあることを確認しなければなりません。

b)その他の考慮点

外国企業が、支店登録を取消す場合、社屋のリース契約も解約しなければなりません。外国企業が、支店と第三者との主要契約を移転あるいは譲渡する場合、それら契約の移転・譲渡を行う前に、その契約に契約の譲渡を禁ずる条項が含まれないことを確認する必要があります。

(2)支店の詳細の変更

①国内（オンショア）

支店が“UAE”国内（オンショア）”で登録されている場合、外国企業は、外国企業登録の詳細変さらに関し省令が定める手続きに従わなければなりません。省令に則り、支店の詳細変更申請に際し、経済局に特定の書類を提出する必要があります。例えば、支店名の変更には、外国企業は（経済局から取得した）社名指定証明、サービスエージェントとの変更済み委託契約、変更事項の詳細を示す証明書（役員会・株主総会決議などの正式な書類）の提出が義務付けられています。

②フリーゾーン

支店がフリーゾーンで登録されている場合、支店に関する詳細を変更するためには、その旨を記した変更申請書をフリーゾーン管轄当局に提出する必要があります。その後、変更を有効にするために必要な書類をフリーゾーン管轄当局に提出します。例えば、支店の社名を変更する必要がある場合、通常、(i)地元紙に掲載した（支店に関する変更を具体的に示す）告知記事二件のコピー、(ii)取締役会決議、(iii)フリーゾーン当局財務部の承認状、(iv)支店設立に関する書類などの提出が求められます。また外国企業は、支店の詳細変更に伴う費用を支払う必要があるでしょう。

☆実務上の留意点

外国企業が被雇用者を移転する、あるいは新たに採用する場合、被雇用者のビザおよび就労許可、IDカードの解約および申請に関し、上記の手続きにしたがわなければなりません。

支店が第三者と重要な契約を締結している場合（社屋のリース契約など）、これ

ら契約に、支店の所有権が変更される場合に、契約当事者である第三者に契約を取消す権限を与える条項が含まれないかどうか確認する必要があります。

支店の登録取消し、詳細変更に関し、上記に概要をまとめましたが、UAE政府およびフリーゾーン当局は、外国企業に対し、その他の必要条件を求めることもあります。あるいは、UAE政府またはフリーゾーン当局によって特定の必要条件が免除される場合もあります。